

平成28年度第2回 北海道自立支援協議会 議事録

開催日時:平成29年3月21日(火)18:00～19:35

開催場所:道庁別館9階 第3研修室

1 開会

(障がい者保健福祉課 金須主幹)

ただいまから、平成28年度第2回北海道自立支援協議会を開催いたします。

本日は大変お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

私は、障がい者保健福祉課主幹の金須でございます。議事に入るまでの間、進行を勤めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは開催に先立ちまして、障がい者保健福祉課長の植村から御挨拶申し上げます。

開会挨拶

(障がい者保健福祉課 植村課長)

障がい者保健福祉課長の植村でございます。

本日は、年度末という大変お忙しい中、このような夜間の時間帯にも関わらず、御出席いただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から、障がいのある方々の保健福祉の推進のため、御協力・御尽力をいただいておりますことに対し、重ねてお礼申し上げます。

これまで、北海道自立支援協議会では、地域における相談支援体制の充実や地域生活の継続に向けた支援、これらに従事する人材の育成のあり方等、支援体制の整備を図るための各種方策等について、検討を行うとともに、平成22年4月に全面施行した、「北海道障がい者条例」の目的のひとつであります、「障がいのある方々が暮らしやすい地域づくり」を推進するため、市町村や圏域における取組を効果的に支援する方策についても、皆様方の御協力も得ながら検討を行い、推進してきたところであります。

また、来年度は、第4期北海道障がい福祉計画における計画期間の最終年であるとともに、第5期計画の策定年でもあり、障がいのある方々の地域移行や地域生活継続に向けた計画等についての取組や達成状況の検証を行い、新たな計画の策定を行うことから、引き続き、委員の皆様方のお力添えをいただきながら、より実効性のある計画としたいと考えておりますので、御協力のほど宜しくお願いいたします。

さて、本日の議事としましては、北海道自立支援協議会のもと設置されております「人材育成部会」「地域づくりコーディネーター部会」「地域移行部会」における今年度の開催状況等について、それぞれ御報告をさせていただくほか、障害者差別解消法の道の取組や地域生活支援拠点の推進状況などについても御報告させていただくこととしてお

ります。

道におきましては、厳しい財政状況のもとではありますが、引き続き、できる限りの努力をしてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方の一層の御理解と御協力をいただきたく、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

本日は宜しく願いいたします。

(障がい者保健福祉課 金須主幹)

それでは、議事に入る前に、本日の配付資料の確認をお願いします。「資料一覧」のとおりとなっておりますが、不足や落丁がありましたら、事務局までお知らせください。

続きまして、欠席者の御報告をいたします。本日は、齋藤委員と奥村委員より事前に欠席の御連絡をいただいておりますので御承知願います。

それでは、委員の皆様、活発な御意見をいただきますよう宜しく願いします。

大久保会長宜しく願いいたします。

(大久保会長)

こんばんは、今年度2回目で最後の自立支援協議会となります。報告が中心の会議になりますけども、たくさん御質問や御意見をいただきたいと思えます。

2 議事

(1) 人材育成部会について

(大久保会長)

それでは、議事に入ります。議事(1)の「人材育成部会について」事務局から説明をお願いします。

(説明～障がい者保健福祉課 菅井主任)

それでは、資料1-1、資料1-2、資料1-3に基づき、今年度の人材育成部会の開催状況について御報告をさせていただきます。

資料1-1を御覧ください。今年度、項目1から7まで検討することとしていたところですが、特に太枠で囲ってある1から5の専門コース別研修の実施、サービス管理責任者に係る講師養成研修の実施、研修の評価システムについて、ファシリテーター等の養成、地域における人材育成の質の向上を図る方策の検討について、力を入れ取り組んできたところです。

資料の2ページ目を御覧ください。個別の検討事項について若干説明させていただきます。

まず、(1)の専門コース別研修の実施について、特に研修ニーズが高かった「障害児支援」について、今年度初めて実施いたしました。

結果についてですが、平成27年度からワーキンググループを設置して、実施方法について検討を重ねまして、平成28年10月7日に開催しまして、定員120名に対し、170名の申込みがあり、118名が受講ということで、大変多くの申込みをいただいたところです。

今後の検討の方向性としては、次年度も引き続き、障害児支援コースを実施することとしております。

(2) としまして、サービス管理責任者に係る講師養成研修の実施について、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者については、毎年多くの申込みをいただき、大変ニーズの高い研修となっております。

そこで、このニーズに対応するためにも講師の養成が不可欠であり、講師養成を行うために道が直営で講師等養成研修を実施したところです。こちらについては定員120名に対し、24名から申込みがあり、24名が受講となったところです。

来年度については、講師養成研修とファシリテーター養成研修を行う予定であります。

(3) としまして、人材育成部会及び地域づくりコーディネーター部会共同ワーキングについてですが、地域における人材育成の質の向上を図る方策などの検討において、地域での人材育成に携わる地域づくりコーディネーターと共に検討する機会が必要ということで検討を行っており、検討する事項としては、地域における人材育成の質の向上を図る方策の検討、講師等の養成、人材育成に係る情報発信となっております。

次に、資料1-2を御覧下さい。こちらは2回開催した共同ワーキングの開催結果をまとめた資料です。講師等養成研修等研修の質の向上に向けた検討内容としての意見概要をまとめております。

次に、資料1-3を御覧下さい。こちらは平成29年度研修事業者全体会について、経緯にあるとおり、平成27年度に人材育成部会において、研修事業者の質の確保の観点から関係者が一堂に会し現状や課題を共有する場が必要であるとの意見から検討を開始し、28年度から実施したところです。

29年度の実施については、これまではサービス管理責任者研修等の研修に携わる事業者の方々に参加いただくものであったが、今回は基幹相談支援センターの職員あるいは市町村の協議会の関係者についても参加を募集するという形で参集範囲を広めているところです。研修の目的としては、障害福祉サービス事業所等の現場の状況や人材育成の状況を共有し、それらに基づいた研修を実施できるようにすること。また、各地域で行われる研修と国の定める研修の内容を確認し、それらが連動して実施できるようにすること。こういったことを目的として実施するものであり、開催日時は平成29年5月17日(水)の10時から17時までを予定しております。

説明は以上です。

(大久保会長)

ありがとうございました。

それでは人材育成の資料に基づき説明いただきました。御確認されたいことなどありましたらお願いします。

(石山委員)

資料1-3にあります内容の部分について、(1)の障がいのある当事者から人材育成において大切にして欲しいことの報告とあるが、この大切にして欲しいことの内容は具体的に何か教えて欲しい。

(菅井主任)

具体的内容については決定していませんが、方向としては障がい福祉サービス事業を実施する上でどういったサービス提供をしていただくのが当事者としていいのか、そのサービスをきちんと提供できるようにするためにはどんな人材を確保すべきなのかということをお持ちの当事者から意見を聞くこととしております。

(石山委員)

わかりました。

(大久保会長)

今年度も講師養成研修で当事者の方にお話いただいて、好評だったようで、当事者の方のお話が大事だということで、今年度も行う予定と聞いております。

(永井委員)

講師養成研修について教えていただきたいのですが、120名に対し参加者が24名とありましたが、24名の方はどのような層であったかということと、周知の不足ということで、資料の1-2にもありましたが、ワーキンググループの主な意見として、研修の主旨が理解されておらず、書面のみならず、口頭も活用し十分な周知が必要とありますが、具体的にどのようなことであったか教えて頂けますでしょうか。

(菅井主任)

1点目の参加者の方ですけれども、通常の事業所に勤められていて、管理者をされている方が多い状況でしたが、2点目にも繋がりますが、募集要項にも講師及びファシリテーターになる方と明記していたところでしたが、それでも自己研鑽のためにだとか、事業所の中でこの受講した内容を伝達したくて受けられた方が多く、研修ニーズが実際の研修とがマッチしていなかったところである。

(大久保会長)

120名の定員に対し、24名と少なかったですが、何か要因等出てるんですか。

(菅井主任)

今年度から初めて行った研修であり、そもそもこの研修がどのような内容なのかということが理解されていなかったことも大きな要因であり、したがって主旨理解を含めた周知が重要と考えている。

(大久保会長)

それでは、2つ目の議題を事務局よりお願いします。

(2) 地域づくりコーディネーター部会について

(説明～障がい者保健福祉課 三和主任)

資料2と参考資料に基づいて説明させていただきます。平成28年度地域づくりコーディネーター部会の開催状況報告ということで、平成28年度は地域生活支援拠点の整備に向けた市町村への支援を重点テーマとして、平成28年度に3回開催した部会の全てにおいて検討を行いました。1回目から3回目までを順に確認いたします。

1回目は6月20日に開催しまして、内容としましては、地域生活支援拠点について、整備状況等調査結果の報告、現状及び今後の推進方法等の確認、各圏域の具体的な推進計画としてロードマップを用いて確認しようということで作成の依頼をしたところです。2つ目として、障害者差別解消法に基づく市町村支援ということで、具体的には差別解消法に基づき設置することができることとされている地域協議会の設置促進について協力を依頼しました。具体的方策としては、市町村の自立支援協議会を活用した設置方法などを周知するとともに、自立支援協議会自体が未設置の市町村には設置の促進を含めた働きかけを行うよう依頼したところです。3つ目の議題としましては、権利擁護研修についてであり、平成27年度の国研修の伝達研修の依頼ということで、7月22日に実施したところです。次の4つ目、サービス等利用計画の推進状況として、国の調査結果の速報値を報告させていただき、引き続きサービス等利用計画の作成について、各地域において適正に実施していただくようお願いしたところです。

続いて、2回目の8月30日に開催の部会につきましては、引き続き地域生活支援拠点について協議いたしまして、各圏域にて作成されたロードマップの内容について確認し、検討状況等について把握させていただいた。2つ目、研修の実施状況及び実施計画についてですが、これは地域づくりコーディネーターが各地域で行います、相談支援従事者の基礎的な研修やフォローアップ研修、権利擁護研修の年度における実施状況と実施計画について確認させていただいたところ。次に3つ目として、地域に

における人材育成の質の向上を図る方策の検討として、先ほど、人材育成部会の報告にもありました共同ワーキングの実施について了承をいただいたものです。

3回目の2月2日の部会におきましては、地域生活支援拠点の各圏域における進捗状況をまた改めて確認し、第4期障がい福祉計画の最終年となる平成29年度に向けた推進方法等の検討について確認したところ。次に2つ目として、平成29年度広域相談支援体制整備事業案について、参考資料にもありますが、平成29年度の事業の実施要綱ですとか重点方針について各地域づくりコーディネーターから意見を確認しながら検討したところ。3つ目として、先ほど人材育成部会の報告にもありました共同ワーキングの開催結果と28年度の研修事業者全体会の開催結果について報告し意見交換したところです。

最後に3番目ですが、平成29年度の協議事項予定としまして、引き続き、部会開催毎に地域生活支援拠点の整備方法及び進捗状況について確認するほか、第5期障がい福祉計画の策定に関する市町村への支援や権利擁護の推進など地域づくりコーディネーターの業務の推進に当たり必要な事項について検討することとしたところです。

(大久保会長)

それでは、ただいまの説明の内容について、御確認や御質問がありましたらお願いします。

(小瀬委員)

地域生活支援拠点ということで、私どもの圏域はオホーツクということで非常に広いですが、その中で地域づくりコーディネーターさんが、各圏域の市町村の行政担当者といろいろお話をされているとは思いますが、自分自身も市の自立支援協議会の中で聞いている部分では、各市町村で温度差があり、進捗状況もバラツキがあつてどこのレベルまで持っていくことを考えて進めているのか、いつまでも思うように進まない気がするのですがどうなのでしょう。

(北山主査)

道としましては、市町村に対しては、北海道における地域生活支援拠点のあり方を定め周知しているところであり、その中で拠点が持つべき機能や役割を示しております。また、道は広域で地域における各機能となるべき資源が偏在しており、単独の市町村では整備が困難なこともあることから、いわゆる面的整備として、他の市町村と機能を分担し整備する方法を中心に示しており、参考として既に整備させている圏域の具体的事例の情報提供を行うなど、地域づくりコーディネーターと振興局が協力して支援を行っているところです。また、名称から建物的なイメージがありますが、相談支援を中心とした各機能の連携するシステムの明確化だと考えておりますし、どの

レベルが到達点ということを示すのは困難であり、国においても示されていないことから、各地域で協議を行い、小規模であっても、自分たちの地域において親亡き後に生活が困難な事例をスムーズに支援できる拠点体制をまずは作っていただき、これが更に先行事例となって、他の市町村にも広がっていけばと考えております。

(小瀬委員)

地元では、面にするのか点にするのかということも議論になっており、地元でも面的を中心に進めようとしており、今説明の中でも具体的に面と言われたので、うちの考えもいいのかと納得しました。

(大久保会長)

後で、議題の5にも拠点の説明が出てきますので、そこでもやりとりできればと考えております。

他にコーディネーター部会で御質問等ありませんでしょうか。

私から1点確認させてもらいますが、広域相談支援体制整備事業の平成29年度の重点方針とは、資料の3にある平成29年度の協議事項予定の内容が重点になると考えてよろしいですね。

(三和主任)

内容としては同じです。

(大久保会長)

わかりました。

コーディネーター部会の小野委員から何かございますか。

(小野委員)

今年度、コーディネーター部会として3回開いていただき、1回あたり2時間程度の時間をいただいておりますが、大抵時間をオーバーしてしまい、というのもコーディネーター皆いろいろな思いもあって、しゃべりたい部分もあるので、平成29年度に向けてお願いしていたのは、例えば現在、地域づくりコーディネーター部会には各ブロックから各2名部会員として選出されているが、これを代表の各1名にして開催数を倍にするといったことで、つまりは、拠点などの協議事項の他に、先ほど三和主任から説明にもありました基礎研修だとかフォローアップ研修だとか権利擁護・虐待防止の研修だとかそれぞれの圏域でやっている研修の整理をきちんとしていこうと、つまりは圏域別に自由に行っていたものを少なくとも全道のコーディネーターの中で権利擁護・虐待防止研修であればその主旨であるとか目的を統一するであったりとか

、基礎研修とかフォローアップ研修であれば目的を統一して、研修の組み立てに関してもそれぞれの圏域にお任せの部分であるので、そこに時間を割いたりとか、人を割くよりも、全体で、例えばこの人を呼んでお話ししてもらおうとか、スマートさ効率化を図れるのではないかとということで、29年度に向けて重点方針の協議予定とも一緒に検討していきたいと話題として出してもらったところです。ただ、これに関しての次年度こうしていきましょうという答えはまだ決まってははいないですけども、せっかくなので、いただいた重点方針はもちろんやらなければいけないのですが、地域づくりコーディネーター側からの提案といいますか、各圏域でこんなことを考えているよか、そういったことを道と一緒に考えていければと皆で意見していたところ。

(大久保会長)

ありがとうございました。

研修がすごく大きなボリュームになってらっしゃって、例えば2日間の研修であれば、大まかには決まっているけども、詳細についてはそれぞれ任されていて、コーディネーターさんは企画からも一から考えて、手配をするという労力がすごくかかることということである程度統一できないかと、少し省力化しつつ、全道的にも均一な研修をしたいという考えですかね。

(小野委員)

まさにおっしゃるとおりで、去年、例えば道北ブロックでは1本のビデオを使ったりとか、胆振とかで作ってくれたパワーポイントの資料ですとか、使ってみて良かったので、皆で共有できたらいいねということで、より良いコマというか内容になると考える。

コーディネーター部会とは話は変わりますが、29年度をかけて、何カ所かに絞って例えば、基礎研修に関してはオホーツク圏域に見に行くとか、虐待防止研修は上川圏域を見に行くとか、皆コーディネーターに来てもらって30年度に具体化できたらいいねと話していたところです。

(大久保会長)

大変ですね。北海道は面積も広いし、市町村数も多いので、他県の何倍にもあたるので非常に大変だと思います。ありがとうございました。他にありませんでしょうか。

それでは次の議事である地域移行部会について、事務局より説明願います。

(3) 地域移行部会について

(説明～障がい者保健福祉課 北山主査)

平成28年度の地域移行部会の開催状況について報告いたします。

今年度は2回部会を7月25日に開催いたしまして、1回目は先の自立支援協議会にても御報告させていただきましたが、平成28年度以降の部会における検討内容について確認を行いまして、1つ目として、地域移行に向けた状況調査の実施に向け、身体・知的と精神部分のそれぞれについて、内容等を協議したところです。2つ目は退院後・地域移行後の生活を地域全体で支え続けるための支援体制の整備のあり方として、居住先の確保など検討内容について確認しました。3つ目は市町村協議会における地域移行部会の設置促進として、必要性や目的、構成メンバーなどの例示などを今後市町村に行う必要があるということを確認しました。

第2回目は今月3月6日に開催しまして、各状況調査結果及び項目内容について確認を行いまして、身体・知的の調査については例年実施ベースと記載しておりますが、平成27年4月1日から平成28年3月31日までを調査期間として、国において毎年実施している状況調査と併せて道独自調査を実施し、取りまとめたところです。結果に関する部会での話題としては、地域移行者数よりも新たな施設入所者数が多いことが課題ということや、地域移行後の地域定着も重要ということで協議いたしました。また、精神の状況調査についても、平成28年11月1日現在にて調査を行いましたが、今回の調査結果では不十分な部分もあり、今回の調査結果を踏まえ、次年度における項目内容などの調査内容を協議し、再度調査を行う事で引き続き調整を行う事となったことから、部会として身体・知的も含めて調査結果を取りまとめるにまで至っていないとの整理から、今回の親会では調査結果の資料を御報告できませんので、申し訳ありませんが次年度にまとも次第、御報告する予定です。次の2番目の市町村協議会における地域移行部会の設置促進についてですが、後ほど資料7でも御報告しますが、市町村協議会・基幹相談に関する設置状況調査結果に基づき、市町村の部会設置状況について確認して、今後の第5期の障がい福祉計画の策定に向けた検討とも重なりますが、地域移行に向けた協議の場として、地域移行部会設置に向けた市町村への働きかけの必要性について確認したところです。

また、平成29年度につきましては、引き続き、より実効性のある地域移行に向けた状況調査の方法等について確認し、調査実施の上、取りまとめを行い、第5期計画の策定に向け、国の計画に関する基本指針を踏まえながら、施設入所者の地域移行及び精神科病院入院患者の退院促進に関する数値目標等を策定するに当たり、必要な事項について地域移行部会を中心に検討を行います。なお、参考までに第4期障がい福祉計画の数値目標について掲載しております。

(大久保会長)

ありがとうございました。御確認や御質問がありましたらお願いします。

(片山委員)

地域移行の施設入所の部分で、出る人より入る人が多いというところ、もう少し詳細というか、どういう年齢だとか障がい種別だとかが多いといった部分を教えていただければと思います。

(北山主査)

すいません。年齢別や障がい種別での結果はありません。あくまでも移行者数と移行先や施設入所前の状況などの調査となっております。

ちなみに移行者数が99名でありましたが、新たに入所した方は136名の状況です。なお、この数字というのは年度の切る場所によっても数字が動くこともありますが、移行していく方の数よりも新たに施設に入る方の数が多いとなると、やはり地域定着が重要ではないかといった意見にも繋がる部分であります。

(片山委員)

新たに入所した方といったん出た後で地域において定着しきれずに入所となった方もこの数に含まれるのでしょうか。

(北山主査)

含まれています。

(大久保会長)

新たに入所した136名の入所前の施設などの内訳とかはわかりますか。

(北山主査)

136名は全て地域生活を送っていた方が入所となった数です。他の施設等からも含めて新たに入所となった数は323名の状況です。他の施設とは障がい児の施設や矯正施設、精神科病院などがあります。

(高谷委員)

今年度の入所者数の数字に含まれると思うのですが、私も1人グループホームから入所施設の方に逆移行というか入所になってしまった方がいました。その経緯はグループホームに移行してから、平成6年に出た方なので20年地域生活を送られていて高齢になって、そして胃のカテーテルを入れていて手術が必要になって、もうそろそろ65歳なので高齢者の施設の準備も進めていたところでしたが、手術をしたことによって医療行為が必要になって、地域生活が難しくなり、グループホームでの受け入れができないということで、看護師が在中している入所施設に入らざるを得なかったということです。入所施設に移行数がどうして必要だったのかということと高齢にな

ってきている方々の介護といわれるところにスムーズに年齢とともに移行できるのかどうかということも検証していく必要があると感じる。高齢になったからといって障がいが無くなるわけでは無いので、行き場所というか、終の棲家をどう考えていくかということも地域移行を考える時に必要な視点かなと思ひましてお話ししました。

(大久保会長)

ありがとうございます。

(永井委員)

調査結果について興味がありますので、いつ頃に取りまとめて結果についてどうやって参照できるようになるのかと、現時点でわかる範囲で精神障がい者の調査結果がどの程度であったかと、死亡退院は別に数えているのかどうかを教えていただきたいのですが。

(北山主査)

身体・知的の部分の取りまとめは終わっていますのでご提供できます。

精神の部分は未だお出しできず、今後も継続調査と言うことですので、身体・知的の調査は3月中に市町村に提供する予定です。

(金須主幹)

身体・知的の調査結果につきましてはまとまっておりますので、後日、委員の皆様にも資料として提供させていただきますが、精神は未だの状況ですので御了承ください。

(永井委員)

精神の状況について今はまだ、わからないということですよ。

(岡村主査)

精神の方はですね、いろいろと調査項目の関係も指摘を受けており、その部分についても網羅して、今後検討していくこととしておりますが、現時点で取りまとめた部分につきましても、結果内容を出すべきかどうかも含めまして検討している状況のため、今は待っていただきたいと考えております。

(大久保会長)

もし、公表できる段階になった場合は、先ほどのように委員にも情報提供いただければありがたいと思います。永井委員よろしいでしょうか。

(永井委員)

はい。ありがとうございます。

(大久保会長)

3月8日の国の課長会議の資料でもありましたが、施設入所者の65歳以上の方の割合が増えていたりとか、区分とかが増えてたりとかして、重たくて年齢が高い方が施設にたまっている感じがあるので、北海道もどうなっているのかというのが大事ななと思いました。

それでは、4番目の議事に移ります。事務局から説明をお願いします。

(4) 障害者差別解消法の施行に基づく取組状況について

(説明～障がい者保健福祉課 山田主査)

障害者差別解消法の施行に伴う道の取組状況としまして、資料4により説明いたします。

資料の上段にあります(1)のこれまでの取組状況は法施行前の取組状況でして、下段の(2)は法施行後の取組状況であります。

これまでの取組としましては、先の自立支援協議会にても報告しておりますが、道職員向けの職員対応要領の策定し、研修に活用してきたほか、平成28年度には更に合理的配慮事例集を作成しまして、好事例などを紹介しており、職員対応要領とセットで周知しているところです。

法施行後の平成28年度におきましては、引き続き、道民フォーラムを北見市、札幌市、函館市、苫小牧市において開催しまして、特に障がいのある方からのお話を聞いて参加の皆様と意見交換をしたところです。また、本日配布しています、わかりやすいパンフレットを関係団体の皆様からの意見も踏まえて作成し配布いたしました。

資料には7月に2,000部とありますが、その後増刷をしまして合計1万900部になります。今後は各市町村や関係団体などに追加して配布しますとともにあらゆる機会を通じて制度の普及啓発を行って参ります。他にはパネル展の開催や法の認知度アンケートを実施したところです。様々な意見をいただいたので、現在も取りまとめ中ですが、内容を見ますと支援者であっても法を知らない方がまだまだいらっしゃる現実があります。より多くの人々に知っていただくための取組についても道の取組として御意見もいただいておりますので、今後の道の取組にも活かしていきたいと考えております。

また、2といたしまして、各市町村における職員対応要領の策定状況ですとか、障害者差別解消支援地域協議会の設置を働きかけておりますが、昨年10月現在の数字を示しております。

最後に道としましては、北海道障がい者条例を基本に障がいのある人もない人も安

心して地域で暮らせる社会づくりの一環の中で差別の解消をはじめとした障がいのある方の権利擁護の推進に引き続き努めてまいります。

(大久保会長)

それでは差別解消法関係について皆様から御質問等ありますでしょうか。

(石原委員)

3点ばかりお聞かせ下さい。

1点目として、まだ予算議決前かもしれませんが、平成29年度の予定として固まっている取組があればお聞かせ下さい。

2点目として、道に寄せられた相談件数。3点目として、28年度の取組の中で認知度アンケートとありますが、公表をしていただけるものなのか、その場合の時期と手段もお知らせ下さい。

(金須主幹)

1点目の29年度取組ですが、予定としましてはですね。引き続き権利擁護のフォーラムを圏域として開催していない地域もありますので、開催していきたいと考えております。

2点目の相談件数については、全道の集計は年度を閉じた後に集計しますのでまだですが、道庁に寄せられた案件の件数ですと20です。回数では無く案件の相談件数となっております。また、振興局分が取りまとまりましたら、もう少し増えてまいります。また、認知度アンケートですが、今結果としましては取りまとまったばかりであり、団体を通じて照会をかけたところ団体さんが周知に頑張っていただいたりということもあり、団体職員ばかりでは無く利用者やその家族の方だとかかなり幅広に御協力いただけて、全体で3,200名の回答をいただいたところであります。全体の結果としては、法律の名称を知っているを含めると約64%が知っているという結果であり、関係者ということ考えますと想定していたよりは少ないかも知れません。こういった受け止め方も含めて我々で今後考えていかなければならないと思います。いずれ、結果内容については、こちらの協議会はもちろんのこと様々な場面で説明していかなければならないと考えており、道議会でも議論になった案件でありますので、時期等は検討させていただきます。

(石原委員)

わかりました。ありがとうございます。

(大久保会長)

札幌市と比較すると多いとか少ないとかあるのでしょうか。

(石原委員)

札幌市はですね。アンケートについては、障がいをお持ちでない一般市民の方がどの程度認識しているのだろうというアプローチで、サンプルが3,000で回答率がだいたい50%くらいかなと。これについては現在、集計中でして、情報公開で切ると思いますので、北海道さんと情報交換しながら進めてまいりたい。

(大久保会長)

関係者でも結構低いと私は感じました。

(金須主幹)

そうですね。関係者という部分では想定していた結果より低いという感じですが、分析までは至っていない状況ですので、まずはまとまったところということです。

(大久保会長)

他に御質問や御意見はありますか。

無いようでしたら、次の議事の5番目について、事務局より説明願います。

(5) 地域生活支援拠点の推進について

(説明～障がい者保健福祉課 小林主任)

それでは、地域生活支援拠点に係る道の取組につきまして御報告します。

1番の平成28年度の取組として、市町村等への情報提供としまして、①の整備済の圏域について道のホームページへ掲載ということで、資料の5-2にありますとおり現在はホームページに掲載されております。資料の5-1では整備済の2圏域とありますが3月1日で宗谷圏域が整備となり3圏域となっております。また、②の全国モデル実施地域等の取組内容の情報提供として、国からの全国9カ所のモデル地域の取組内容、また、国の担当者会議で発表された富良野圏域を含む全国3カ所の先進地域の取組内容について情報提供させていただいております。③として、地域生活支援拠点に活用可能な補助金等の情報提供としまして、拠点に活用できる地域づくり総合交付金、また、市町村の地域生活支援事業について情報提供をさせていただいております。

2番目の項目として、状況把握、情報共有として、①として拠点整備状況調査の実施として、市町村へ整備方針等調査を実施し状況把握や②の地域づくりコーディネーターから圏域の検討状況等確認としまして、地域づくりコーディネーター部会及び全体会において検討状況や課題を確認しました。③につきましては、先ほど三和主任か

らも報告がありました。各圏域の推進計画（ロードマップ）の作成を依頼し、圏域で最も整備の可能性の高い市町村を振興局と地域づくりコーディネーターが選定し、具体的なロードマップを作成してもらいながら状況を把握していくなどを行いました。そのほか④として、整備済圏域の取組事例の発表会の開催し、各地域づくり推進員や地域づくりコーディネーターが参加した障がい者条例推進会議において、整備済2圏域の行政担当、地域づくりコーディネーターによる具体的な推進方法等について発表会を開始し情報共有しました。また、⑤の拠点機能等に関する参考資料としまして市町村への説明等に活用することを目的に拠点機能と基幹相談支援センターとの役割の違い等をまとめた資料を作成しました。

次に2の平成29年度取組予定ですが、これまでの取組に加え、下線がある2項目について新たな取り組みとして行うこととしました。

一つは未整備市町村の課題を検討するとともに、拠点整備に関する調査結果や、地域づくりコーディネーターからの情報を踏まえ、市町村に働きかけを実施します。

もう一つは道としては基幹相談センターを中心に拠点の整備について検討を行って頂きたいと考えていますので、全道の基幹相談支援センターについて情報収集し、障がいに関する相談窓口として、道ホームページに掲載することとします。以上が29年度取組方針です。続いて資料5-3を御覧下さい。こちらは平成28年11月に開催された国の拠点整備に向けた取組に関する資料で、昨年9月時点における拠点の整備状況として整備済については20市町村2圏域となっており、この2圏域は北海道の富良野圏域、東胆振圏域ということを確認していますが、成果目標案としてはまずは現行の成果目標を維持するというので、平成32年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とするという案が出されております。ただし、道としましては国のこのような動きはあるものの第4期障がい福祉計画における数値目標として各圏域に1カ所以上と掲げていることから平成29年度末までの整備に向けて進めていただくという考えに変わりはありません。

（大久保会長）

皆様から何かご意見等がありましたらお願いいたします。

（小野委員）

この間、留萌管内の行政担当と話をしたのですが、行政からしてみると、専門的な相談であったりとか緊急の相談というのは、これまでも市町村の方でも普通に対応されていたということであり、相談があった場合に何かしら対応を行っており、その場合この拠点とは何なのかということで、自分自身も思っていたことが、この拠点というのはハードではなく概念なのだということをきちんと押さえたいと思っています。

ショートステイ出来る場所といったハード面を新たに作りましようといってもなか

なか我々の留萌管内の2千人、3千人の地域だったら簡単に建つ物では無い、例えば北部の天塩町から留萌市までも車で2時間かかる距離だと、実際サービスを上手に利用できる距離ではないわけです。その時に行政担当者と話したのは、相談があった内容を積みあげて、まちの仕組みを作っていかなければいけないという話をした。要は出来たからお終いということではなくて、最初は今ある機能をくっつけたものだけかもしれないけども、難しい相談が来た時に対応できなかったことを、ちゃんと振り返ってまちに生かせるようにしなければ、拠点の意味が無いと思うし、できませんとか他の圏域に任せましょうとかいう話になってしまう。これは平成17年頃の自立支援協議会を市町村と一緒に協議してきたときと同じような感覚があります。簡単に作ろうと思ったら出来ましたと言えますが、作ってからどう活かしていくのかという協議の場を続けていかないといけないと思います。

(小瀬委員)

概念というところをもう少し教えていただけますか。

(小野委員)

これはあくまで私の感覚ですけども、例えば、この場所を用意しました、専門的な相談はここにお願いしました、緊急の時の宿泊先はここにお願いしましたというところで、各機能のネットワークを組んでいくというだけで完成ではなく、そこで難しい相談など今まで地域では支えきれなかった相談というものを、どう地域に活かしていくのかというところが、この地域生活支援拠点の大事なところだと思っていて、そのときには拠点があるからオッケーだというハード的な考えではなくて、拠点を活かす方法だとか理念だとかを皆で共有することが重要という考えです。

これは留萌管内でいうと、平成29年度までにはたして作れるのかと考えると現実的では難しく、そうすると楽な方法というか、例えば地域包括ケアシステムと一緒にしてしまおうとか、似たようなものと一緒にしてしまおう動きが出でしまうので、今は無いがこの機能をこうしていきたいということを皆で共有していくことが大事と思う。

(小瀬委員)

町の人口規模などによっても難しい面があると感じる。小規模な町の方が進める上でまとまりやすい印象があり、大規模でもなく小規模でもない網走のように3万とか4万とかの人口のまちの場合がまとまりにくく難しいのではないかと私は感じている。今説明のあった概念という捉え方でも、いわゆるハード的なものを作ってしまう部分とソフトの部分とがあるが、面的整備を考えた場合、どこかに拠点があってそこからここにはこういう機能があるというふうに、ミニ拠点のような連携できるものを市

町村それぞれに作っていったら、中心はここだけでもネットワークとしてはこうできますよといったイメージで検討していました。しかし、小野委員のお話を聞くと、そうだよな限界があるよなというのが感想であり、私の地域でも限界を感じている。その限界を考えたときにどう作る方向を変えていくかということで、求めるニーズから考えると難しい問題が必ず出で来ると思うし、その時にどう対応出来るのか。皆拠点に言えば解決できると思ってしまう。

(小野委員)

こういった話しを各市町村とやっていきたい。

(大久保会長)

地域包括支援であったり、基幹相談センターであったりと似たような事を違う言葉で次々と示され、これらを全部やるのかという話になったりとか、混乱するなと思ってしまう。国も面的整備という考えは、後から付け加えたものと記憶している。拠点という名称も誤解を生んでしまうと感じる。

大都市である札幌はどのような状況ですか。

(永井委員)

札幌では、札幌市自立支援協議会に隔月で話し合いの機関を設けることにして、これから検討していきますが、やはり面的整備ということで市の方からは言っていて、一方で札幌は社会資源がたくさんあるので、面的整備ということ言えば、ネットワークを繋げばできるだろうと見えてしまっていますが、現在のところでも例えばショートステイができるようなグループホームとか、空きがあるのに回せていないとか、そういうことがあるので、もちろんネットワークが不十分ということも言えるのですが、既存の施設のネットワーク化というのが言葉で言うほど簡単ではないということが見えていて、どうやってあるものを繋ぐということを考える意味では、規模が大きすぎるということもある。1カ所を中心にポイントを何カ所か作っていくこととなるとどのくらいの範囲が考えられるのかということについても、まだ見えないところなので課題を整理しつつ、最低限24時間の相談支援体制と緊急時の受け入れというところにターゲットを絞って、29年度中ということもあるので考えていますけども、それで全てが解決するわけではありませんので、市全体のネットワークの適正化、現実的な使いやすさみたいなことを考えていけたらと話し合っています。

(大久保会長)

国がやっているような全てのことを一遍に行うのは難しいですね。やれるところから始めるということが現実的だと思います。

他に御意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次のその他について、3つまとめて事務局より説明願います。

(6) その他

・平成27年度道内における障害者虐待対応状況に関する調査結果

(説明～障がい者保健福祉課 山田主査)

資料6を御覧下さい。国の公表が12月16日にありまして、国の内容に沿って道内の数字をまとめた資料です。

ポイントをいくつか説明しますと1ページ目の養護者による障害者虐待の状況とうことで、26年度と27年度の比較があります。状況としては相談件数も虐待件数も3割程度増えている状況ですが、全国では虐待件数が少なくなっている状況です。相談の内訳を見ますと全国では本人からの通報と警察からの通報がいずれも約2割の状況ですが、北海道は警察からの通報が7割を占めている。次に8ページを御覧下さい。平成27年度からは国では虐待の発生要因等を調査しております。虐待者側や被虐待者側、家庭環境の要因に分類され複数回答の結果ですが、主に虐待者側や被虐待者側ともに性格や人格が要因ではないかということと、家庭環境としても人間関係が要因となっているとの結果となっています。また、次の9ページにあります過去の虐待の有無ですが、過去に虐待認定されていた、認定はされていないが兆候の把握があったというのが2割から3割弱あるという結果となっております。次に11ページですが、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況ですが、こちらは資料にありますとおり全国、全道ともに増加しております。こちらでも発生要因の資料が18ページにあります。一番多いのが職員の性格や資質の問題、次に技術的な問題となっております。事業所においてはこういった事実を踏まえて、虐待防止委員会を設置されたりとか研修を受講していただいたりとかで取り組まれているところでもあります。こちらの施設従事者等による虐待につきましては当部施設運営指導課と連携をしながら虐待の防止対策に努めているところです。続いて20ページですが、使用者による虐待の状況であります。こちらでも26年度から27年度で相談等件数、事実が認められた件数ともに増加している状況です。こちらは北海道労働局における調査結果ですが、一番多いのが最低賃金法の違反です。説明は以上です。

・市町村自立支援協議会・基幹相談支援センター設置・運営状況の概要

(説明～障がい者保健福祉課 北山主査)

続きまして、資料7を御覧下さい。市町村における自立支援協議会及び基幹相談支援センターの設置等の状況について、平成28年度の調査結果をまとめた資料です。

1番目の自立支援協議会の設置形態ですが、単独設置または共同設置の合計166市町村で設置されており、13市町村が未設置となっております。こちらはあくまで市町村数でありまして、協議会の数ではないことを申し添えます。また、次の2にあります協議会

設置数の内、事務局の運営方法としては約7割が直営による運営となっている状況です。続いて、先ほどの地域移行部会の報告にもありました、専門部会の設置状況についてですが、ちょうど半数にあたる83市町村で設置されている状況です。また、専門部会の種別としましては、課題別が約7割以上と大半を占めておりまして、協議内容としましては就労や子どもに関する部分が多く、地域移行や退院促進、または関連していると思われる精神を合わせますと17件程度の状況です。続いて、基幹相談支援センターの設置状況ですが、63市町村で設置されており、昨年度からは減少となっておりますが、こちらは認識の誤りによる設置済としていた回答の修正等もあり1件減少となっております。

・サービス等利用計画作成状況

(説明～障がい者保健福祉課 北山主査)

続きまして、資料8を御覧下さい。こちらは定期的に自立支援協議会にも報告しておりますが、平成29年12月末現在の全道の作成率です。前回の9月末からも少し増加しております。者の計画が95.5%、児の計画は99.2%と合計で96.4%となっております。なお、100%に至っていないのは、施設入所の方などで支給決定が最大の36ヶ月で決定されている場合など、次回の更新時期に併せて作成することから若干未作成となっている状況です。なお、圏域別の状況や市町村別の状況につきましては後ほど御参照ください。以上、その他につきましてもの説明は以上です。

(大久保会長)

それでは、御確認事項などありましたら、お願いします。

(小野委員)

参考までに、資料6の8ページにある虐待の要因のところ、全国、全道ともに多くを占めている虐待者の性格や人格とあるのは具体的にはどんなものなのでしょうか。他のものに関しては何らかのストレスだとかがあつて、虐待する側の環境要因に配慮することで何とかなるような気がします。性格や人格というのは治る前提なのでしょうか。性格が悪いということですかね。

(山田主査)

養護者虐待の要因なのですが、市町村の集計の結果ですが、定義はわかりにくい部分もありますが、項目としてありますが、具体的部分は把握していない状況ですので、ここにはどのような案件が該当するのか、記載要領を把握してみます。

(金須主幹)

統計データですので、我々も1件1件どのような案件であったか把握していない部分も

あるのですが、こういった案件の場合、この欄に該当するのかを、国の調査なので考え方を確認してみますので、こちらも後日委員の皆様にお知らせします。

(我妻委員)

私も小野委員と同じようなことを考えていて、その逆の虐待される側の要因にある本人の性格や人格って、これ何でもありになってしまうので、これで済まされてカウントされてしまうとはたして何なんだろうと思ってしまう。虐待する側だとしても性格等で例えば粗暴とかで片付けられるとたまらないですね。

もっと具体的な要因で、例えば、貧困だからとかだと解決の方法も探れるが、これではわからない部分が多い。

(大久保会長)

要因は大事ですよ。こういった分析の仕方だとわからないですよ。

私のほうからも、虐待通報は警察がすごく多いという状況ですが、これは地域生活支援拠点の協議の場に警察の方も参加してもらいたいのではないのでしょうか。

(石原委員)

札幌市はほとんど夫婦喧嘩のことが多いです。北海道はどうですか。

(山田主査)

DVが多いです。DVは警察の方でもここ数年DV対策の中で行政機関との連携を深めたいとの意向があり、近年は非常に協力的です。他には性的虐待などもあります。

(永井委員)

参考までに教えてほしいのですが、資料7の自立支援協議会の専門部会の設置ですが、だいたい平均的に何個くらいの部会が設置されているのか、または最高では何個の部会が設置されているのかを教えてくださいたいのですが、札幌市の自立支援協議会の運営の参考にしたいと思いますので。

(北山主査)

こちらもすぐにはデータがありませんので、すいませんが、後日データを確認しまして、委員の皆様にお知らせいたします。

(大久保会長)

その他にいかがでしょうか。よろしいですが。

そうしましたら、一応全部終了しましたが、全体を通して何かありますでしょうか。

無いようでしたら、事務局より何かありますでしょうか。

(金須主幹)

長時間にわたりありがとうございます。本日は、今年度としては最後の開催でありまして、次回の開催は次年度となります。時期としましては、29年度、5月中旬～6月下旬にかけての開催を予定しておりますが、後日あらためまして、委員の皆様には日程を調整の上、御連絡させていただきますので、宜しくお願いいたします。

(大久保会長)

それでは、以上をもちまして平成28年度の第2回北海道自立支援協議会を終了いたします。なお、来年度からは、障がい福祉計画の話になりますので、是非お力添えをいただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

19：40終了